

鳴門市新庁舎建設基本計画 (素案)

平成30年11月
鳴門市

はじめに

目次

第1章 基本計画策定の趣旨	1
1. 基本計画の目的	1
2. 関連計画との整合	1
3. 基本計画の位置づけ	3
第2章 新庁舎建設の検討経緯	4
1. 現庁舎の現状と課題	4
2. 庁舎整備の必要性	4
3. 建設位置	5
第3章 新庁舎の基本理念基本方針	6
1. 基本理念	6
2. 基本方針	7
第4章 新庁舎の導入機能	8
1. 窓口相談機能	9
2. ユニバーサルデザイン機能	11
3. 防災セキュリティ機能	14
4. 耐震浸水対策機能	17
5. フェーズフリー	19
6. 情報発信交流機能	20
7. 議会機能	22
8. 執務機能	23

9. ライフサイクルコスト縮減	26
10. 環境負荷の低減	27
11. 周辺環境との調和歴史の継承	29
第5章 施設計画	30
1. 庁舎の規模	30
2. コンパクト化に向けた方策	35
3. 土地利用計画	36
4. 平面モデル	40
5. 階構成	41
6. 構造計画	42
第6章 事業計画	43
1. 事業手法	43
2. 事業スケジュール	44
3. 概算事業費及び財源	45

第1章 基本計画策定の趣旨

1. 基本計画の目的

昭和38年（1963年）に竣工した現庁舎は、建築から55年が経過し、「防災拠点機能の不足」「庁舎の分散に伴う業務などの非効率性」「施設及び設備の老朽化とバリアフリー化」「庁舎狭あい化による市民サービスへの影響」などの問題を抱えており、早急な対応が求められています。

これら現庁舎が抱える課題を解消するため、本計画において新庁舎建設の基本理念や基本方針、新庁舎の機能、規模の基本的な考え方及び新庁舎の建設位置を検討します。

加えて、新庁舎の機能や規模などをより具体化することを目的に策定します。

2. 関連計画との整合

基本計画の策定にあたっては、次に示す関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合を図ります。

（1）第六次鳴門市総合計画 後期基本計画

：平成29年（2017年）度～平成33年（2021年）度

市の最上位計画として、将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めたものです。

第六次鳴門市総合計画に掲げるめざす都市像の実現に向けたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる計画とします。

（2）鳴門市都市計画マスタープラン

：平成23年（2011年）度～平成42年（2030年）度

土地利用、市街地整備、都市施設、公共交通などの都市計画や都市づくりの方向性を定めたものです。

新庁舎の整備にあたっては、中心市街地拠点整備地区の整備方針に基づき、地域住民及び市民への行政サービス機能の充実を目指し、ユニバーサルデザインの推進や周辺環境との調和に配慮した計画とします。

（3）鳴門市地域防災計画：平成29年（2017年）度

各地域におけるさまざまな災害に対して防災の万全を期するため、災害予防、災害応急対策および災害復旧復興対策の観点から、総合的かつ基本的な防災対策を定めています。

新庁舎の整備にあたっては、市役所庁舎で円滑な活動ができるよう、必要機能を備えた計画とします。

(4) 鳴門市公共施設等総合管理計画

：平成29年（2017年）度～平成38年（2026年）度

鳴門市の公共施設など全体の状況を把握し、全庁的、総合的な管理を継続的に推進するため定められたものです。

市役所本庁舎については、市民サービスの拠点施設であるとともに、災害発生時における拠点施設でもあることから、現行施設が平成35年度に耐用年数である築60年目を迎えることを見据え、更新に向けた検討を行うこととしています。

また、施設の利便性向上などの観点から、水道会館や共済会館などのその他庁舎については、本庁舎の更新に合わせた施設の集約について検討を行うこととしています。

現庁舎については、今後、建て替えの検討が必要とされており、鳴門市公共施設等総合管理計画の目的に従って、長期的視点に立ち、ライフサイクルコストの縮減に向けた建物の長寿命化や継続的な保全管理に配慮した計画とします。

3. 基本計画の位置づけ

基本計画は、必要な機能整備の考え方、施設計画及び事業計画を整理し、基本設計実施設計を行う際の基礎的な条件を示すものとして定めます。

●基本計画 ～庁舎建設の具体的な整備方針の整理～

- 建物、設備の具現化
- 概算事業費の精査
- 発注準備 など
- 設計図書の作成
- 工事費の決定

●基本設計・実施設計 ～庁舎建設に向けての具体的な設計～

- 新庁舎の導入機能
- 新庁舎の規模
- 概算事業費 など
- 土地利用計画
- 事業手法

第2章 新庁舎建設の検討経緯

1. 現庁舎の現状と課題

現庁舎は、耐震性の不足により、災害時において防災拠点施設として機能しなくなる可能性があります。また、設備の老朽化が著しいことに加え、バリアフリー対応への不足といった問題を抱えていますが、建物の構造上、抜本的な構造改修は困難な状況です。

(1) 防災拠点機能の状況

平成23年に東北地方太平洋沖地震が発生した際には災害対策や救援活動の指揮を担うべき庁舎の在り方が問われてきました。

また、平成28年熊本地震の被害から得られた教訓として、震度7レベルの大地震が複数回発生することも想定した場合、従来の耐震改修では業務を継続し、施設として十分な機能を発揮することが難しい可能性があるといわれるようになりました。

本庁舎については、平成16年度に耐震診断を行った結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある」という結果（ I_s 値=0.47）が出ています。

(2) 市民サービス機能老朽化の状況

本庁舎は竣工後55年が経過しており、施設の老朽化や狭あい化が進み、待合スペースの混雑や駐車場不足、執務空間や会議室不足など市民に快適な行政サービスを提供するには多くの課題を抱えています。

(3) バリアフリー性能の状況

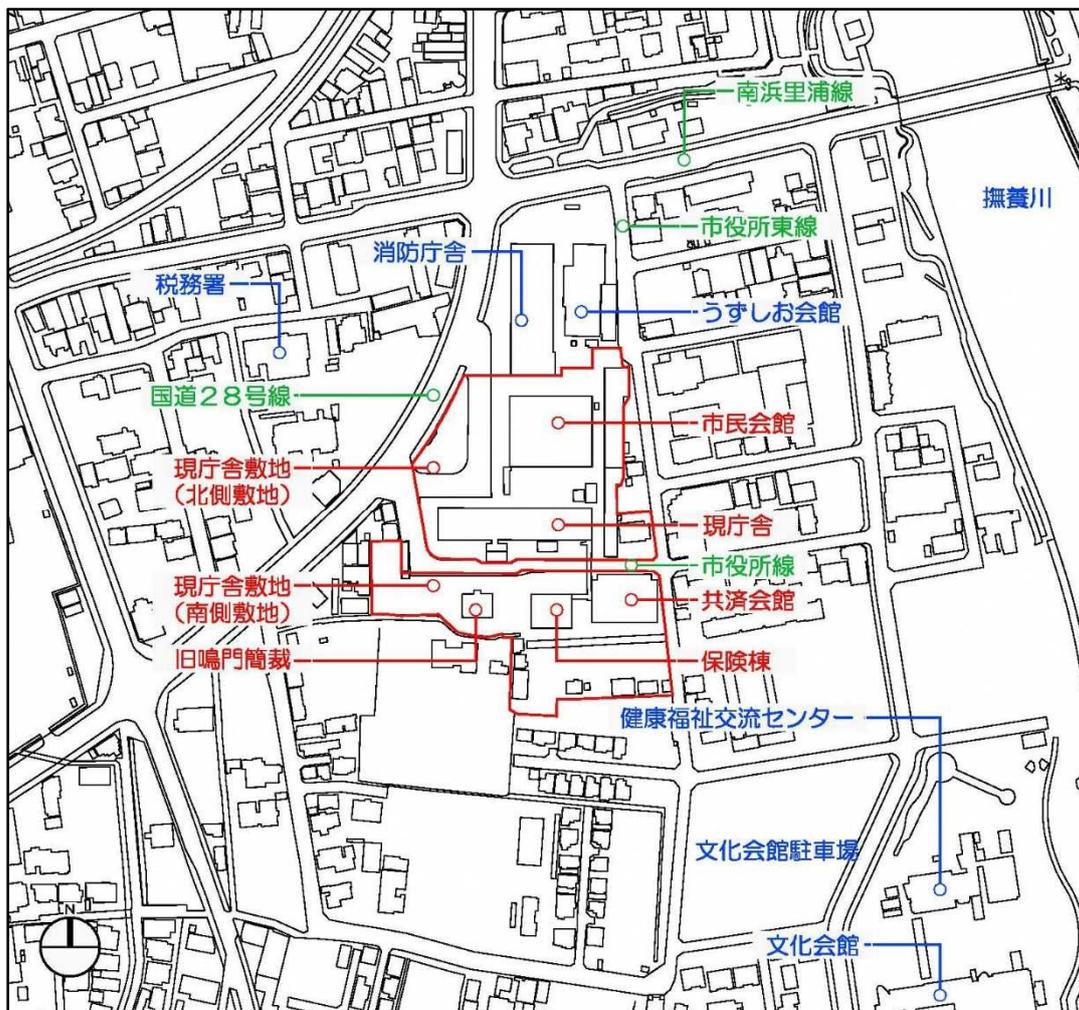
多様な来訪者を迎える公共施設としてのバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方が反映されておらず、公共サービスを提供する施設としてその役割を十分に果たしていないのが現状です。

2. 庁舎整備の必要性

安全性や利便性など多くの点で庁舎機能が低下していることが判明し、庁舎整備の対応が必要であるとされ、課題解決の整備手法を「現本庁舎を残しつつ、その他庁舎を集約する2棟体制案（以下、2棟体制案）」と「全6庁舎をすべて集約する1棟体制案（以下、1棟体制案）」を比較検討し、「2棟体制案」では根本的な課題解決に至らないことから、「1棟体制案」により整備することにしました。

3. 建設位置

基本計画において、新庁舎の位置は、経済性、利便性、防災拠点安全性、整合性など、さまざまな視点から検討し、市民アンケート結果による市民意向、市民ワークショップ並びに鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会の審議を経て、現庁舎敷地を新庁舎の建設位置として選定しました。



【新庁舎建設位置図】

建設位置の概要

項目	概要
建設場所	鳴門市撫養町南浜字東浜170
敷地面積	9,900㎡(北側敷地) / 7,300㎡(南側敷地)
用途地域	近隣商業地域 / 第1種中高層住居専用地域
建ぺい率	80% / 60%
容積率	300% / 200%
日影規制	— / 4m - 4時間2.5時間
庁舎建築制限	— / 600㎡以下の公益上必要な建築物(市役所)
前面道路幅員	約18m(国道28号線)
その他	津波対策として、地盤の嵩上げなどによる一定の対策を講じる必要がある

第3章 新庁舎の基本理念基本方針

1. 基本理念

新庁舎建設事業の根幹をなす基本的目標として、5つの基本方針及び市民意見（市民会議、市民アンケート）を踏まえた基本理念を設定します。

【新庁舎建設の基本理念】

市民の安全安心をまもり、絆をはぐくむ鳴門らしい庁舎

「市民の生活を支える」という、従来の市役所庁舎の位置づけを堅持しつつ、これまで以上に、市民に親しまれ、市民の絆をはぐくむ「つながりの拠点」となることを目指すとともに、防災災害対応拠点として、「市民の生命と財産、生活を守る 最前線基地」となることを目指すという方向性を表現しています。

2. 基本方針

新庁舎建設の具体的な方向性を示すものとして、5つの基本方針を設定します。

基本方針1：誰もが利用しやすく、質の高い市民サービスを提供する庁舎

- 市内に分散している庁舎機能を集約するとともに、市民が多く利用する窓口を集約し、ワンフロアで対応できる体制を整えます。
- 誰もが安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの導入を図ります。
- 「わかりやすく迷わない」、「手続きが早く済む」、「安心して相談手続きができる」に注力した仕組みを取り入れます。
- 市民サービスの向上のため、業務改革に加え、市職員の業務効率の向上につながる機能の導入を図ります。

基本方針2：防災拠点にふさわしい、安全安心な庁舎

- 南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震などの大規模地震の発生に備え、高い耐震安全性を確保するとともに、被災後においても業務が継続できる性能を確保します。
- 津波による浸水被害に備え、災害レベルと発生確率を考慮した複合的な浸水対策を導入します。
- 災害時と平常時という垣根を取り除いた、フェーズフリーの観点に基づいた庁舎環境の整備を図ります。
- 開かれた市役所庁舎とすることを前提に、市民などの重要な情報を守るため、十分なセキュリティレベルを確保します。

基本方針3：市民がつどい、親しまれる庁舎

- 市民が市役所を身近に感じられるよう、内部空間の設計設備に配慮するとともに、会議室や付帯設備など、市民が利用できるスペースの導入を検討します。
- 市政に関する情報や、市民活動に関する情報を発信する情報スペースの整備を行います。

基本方針4：経済的で将来の変化に対応できる庁舎

- 施設の長寿命化や維持管理の効率性など、ライフサイクルコストを考慮した経済効率の高い庁舎整備を図ります。
- 社会情勢や市民ニーズなど、本市を取り巻く環境の変化に対応できる将来性と柔軟性を兼ね備えた機能と空間の整備を図ります。
- 最新のICTIoT技術などの積極的な導入を検討し、今後の情報技術の進展にも対応した環境整備を図るとともに、事務管理負担の省力化や人件費の軽減を図ります。

基本方針5：環境にやさしく、周辺環境と調和した庁舎

- 環境負荷の軽減を図るため、省資源省エネルギー施設設備の導入を図り、また、再生可能エネルギーの導入について検討します。
- 建物本体での省エネルギー化に向け、自然光、自然通風、LED照明などの採用を検討します。
- 周辺環境との調和を図るため、良好な景観形成を目指します。

第4章 新庁舎の導入機能

新庁舎の導入機能は、5つの基本方針に基づき設定します。

<基本方針>

<導入機能>

基本方針1
誰もが利用しやすく、質の高い市民
サービスを提供する庁舎



1. 窓口・相談機能
2. ユニバーサルデザイン機能

基本方針2
防災拠点にふさわしい、安全安心な
庁舎



3. 防災・セキュリティ機能
4. 耐震・浸水対策機能
5. フェーズフリー

基本方針3
市民がつどい、親しまれる庁舎



6. 情報発信・交流機能
7. 議会機能

基本方針4
経済的で将来の変化に対応できる
庁舎



8. 執務機能
9. ライフサイクルコスト縮減

基本方針5
環境にやさしく、周辺環境と調和
した庁舎



10. 環境負荷の低減
11. 周辺環境との調和・歴史の継承

1. 窓口相談機能

窓口業務を担う関係課をできるだけ低層階に集約し、市民の利便性を重視した配置とします。また、各窓口では、手続きに伴う各種の相談ができるようプライバシーに配慮します。

(1) 窓口サービス

- ・ 市民利用の多い窓口を極力低層階のワンフロアに集約します。
- ・ ゆとりのある待合スペースを確保します。
- ・ 総合案内や相談窓口へのフロアマネージャーの設置など、来庁者が利用しやすい仕組みを検討します。
- ・ 証明書などを発行する窓口は、ワンストップサービスを継続し、相談が伴う窓口の分離を検討します。
- ・ 手続きの円滑化を図るため、受付案内カードの導入などスムーズな受付対応の方法について検討します。



【窓口のイメージ（北本市HP）】



【総合窓口のイメージ（佐賀市HP）】

(2) 窓口スペース

- ・ 高齢者や身体が不自由な方など、移動が困難な方のため、ワンストップで対応できるカウンターの設置を検討します。
- ・ 迅速な対応が求められる窓口には、ハイカウンターを設置するなど、受付内容に応じたカウンターの設置を検討します。



【カウンターイメージ（熊野市HP）】



【カウンターイメージ（阿南市HP）】

(3) 相談スペース

- ・ プライバシーに配慮した相談スペースや個室の相談室の設置を検討します。



【相談室のイメージ（太子市HP）】



【相談室のイメージ（熊野市HP）】

(4) 案内表示

- ・ 窓口案内サインは、見やすく、わかりやすい表示とします。
- ・ 多言語対応による表示を検討します。

2. ユニバーサルデザイン機能

高齢者や障がい者をはじめ、来庁者の誰もが安全で快適に利用できる庁舎とするため、ユニバーサルデザイン※1を導入します。

(1) わかりやすさへの配慮

- ・ わかりやすさを優先した案内サインを導入します。壁や柱面の色分けや、課係名に加えて手続き内容を表示する看板などの視覚情報や音声響情報、触知情報などの設備機能を検討し、初めて訪れた来庁者にもわかりやすい庁舎とします。



【わかりやすい案内掲示板（左京区）】



【わかりやすい窓口（茅ヶ崎市）】

(2) 快適な移動空間

- ・ 敷地内通路は、複雑な移動とならないようにわかりやすく連続性のある移動経路とします。
- ・ 庁舎内の廊下は、車椅子やベビーカー利用者にも配慮し、段差解消やゆとりがある幅、転回ができるスペースを設けます。また、上下階への移動が容易となるように、エレベーターを設置し、エレベーターや階段は、主要な出入口からわかりやすい位置に配置します。

※1 ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、すべての人々が利用しやすいように製品やサービスや環境をデザインする考え方。



【わかりやすい移動経路
（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準）】



【わかりやすい位置にある階段
（北広島市役所）】

(3) 多様な利用者への配慮

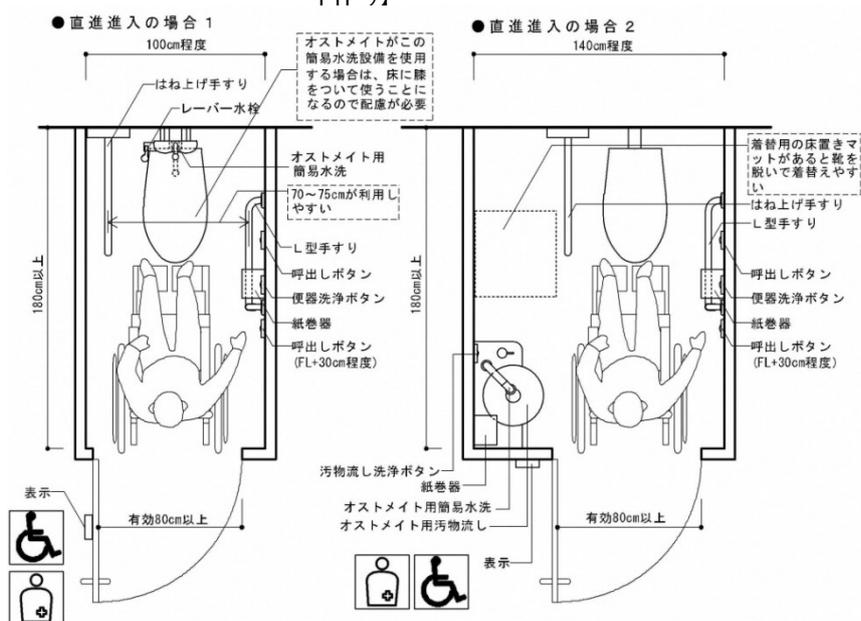
- ・ 子ども連れの来庁者のために、授乳室やベビーベッド、キッズスペースなどの設置を検討します。各階の適切な位置に衛生的で清潔感のあるトイレを配置します。
- ・ トイレには、オストメイトや車椅子対応の多目的トイレを併設するとともに、子育て世代や高齢者などさまざまな来庁者に対応するため、チャイルドシートや手すりを設置します。
- ・ 簡易型多機能トイレの設置を検討します。



【多目的トイレ（愛西市HP）】



【キッズスペース（箕面市）】



【簡易型多機能トイレイメージ
(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準)】

(4) 来庁者用駐車場

- ・ 車椅子利用者や妊婦、障がい者用駐車場は、庁舎から出入りしやすい位置に適正な台数分を用意し、雨天時などの利用にも配慮します。



【優先駐車場（岩内町役場）】

- ・ 来庁者用駐車場は、従来のように分断することなく、まとまった区画に一体的に整備を行うとともに、周辺道路への出入りがしやすいような工夫にも配慮します。

3. 防災セキュリティ機能

(1) 防災機能

災害時における救援活動や復興活動の拠点としての機能強化を図り、市民の安全と安心を確保するため、災害の各段階に応じ、必要な機能を整備します。

また、「防災拠点などとなる建築物に係る機能継続ガイドライン」を参考とし、防災機能を検討します。

①災害対策本部機能

- ・ 災害対策の意思決定機関である本部員会議（部長職以上の対策組織）の本部会議室と情報集積のための災害対策室を分けるなど、災害対策活動が円滑に行える対策本部を配置します。
- ・ 本部会議室は、市長室、副市長室に近い場所に設置します。
- ・ 災害対策時の国、徳島県、消防署、警察署、自衛隊など外部からの職員の受け入れを考慮しつつ、災害対策要員が集中的に活動できるように十分なスペースを確保します。
- ・ 消防本部との情報共有及び情報伝達の確実性を確保するため、パソコンによる会議システムなどの導入を検討します。
- ・ 新庁舎を耐震性、安全性を有する構造とし、地震時の災害対策本部機能の維持を図ります。
- ・ 非常用発電装置により停電時でも電源が確保され、各関係機関からの情報収集や各対策班との連絡が可能となる通信手段として防災無線、LAN、電話回線などを整備します。



【災害対策本部としても使える会議室のイメージ
(左：呉市HP 右：豊島区HP)】

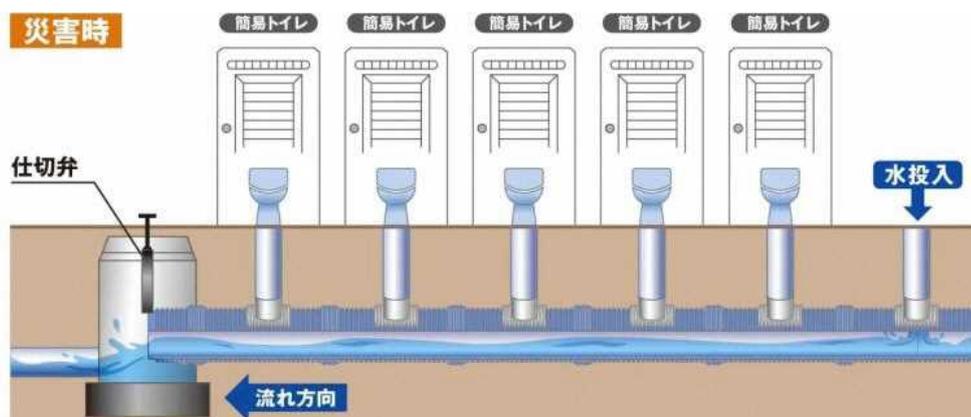
②具体的な対策

- ・ さまざまな資材、物資や消耗品を保管する防災備蓄倉庫の設置を検討します。
- ・ 災害時に防災広場となる庁舎前広場都市緑地の配置とマンホールトイレ^{※1}の設置を検討します。
- ・ 災害時の利用を想定し、仮眠室にはトイレ、シャワー、風呂の整備を検討します。
- ・ 休憩室や控室や授乳室は救護室として利用を検討します。
- ・ 災害時の利用を想定し、ヘリポート機能の整備についても検討します。

③ライフライン途絶時の対応

- ・ 災害時でも通常業務を継続できる自立性を備えたライフラインを構築するために、電気、給排水、空調、情報などに対するバックアップ機能を導入します。

※1 マンホールトイレ：下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時、迅速にトイレ機能を確保するものです。（参考文献：国土交通省HP）



【マンホールトイレ設置イメージ(堺市上下水道局HP)】

(2) セキュリティ機能

庁舎内では、個人情報や行政情報などの重要な情報を取り扱うため、情報の保護及び防犯などのセキュリティ対策を適切に行います。

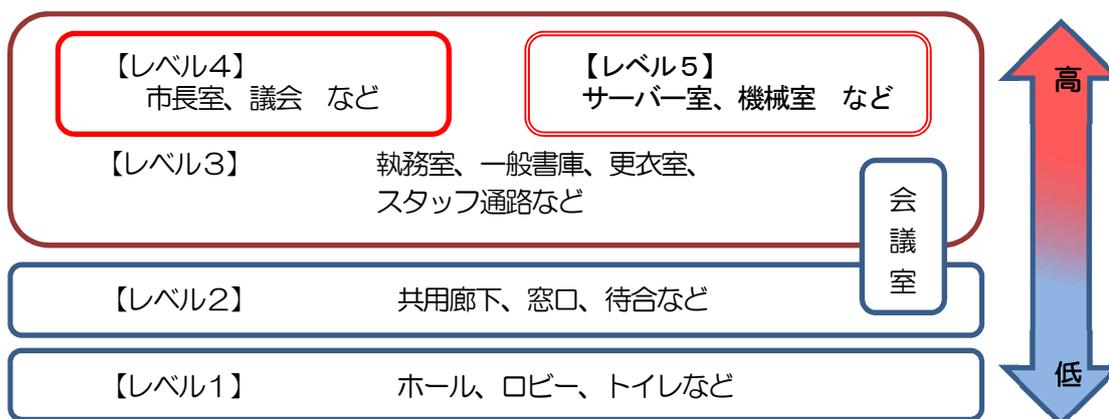
①情報管理と防犯を考慮した施設整備

- ・ 執務室内は職員専用エリアとして位置づけ、職員以外の来庁者などとの対応は、窓口カウンターや執務室外の打ち合せコーナー、会議室などで行うことを基本とします。
- ・ 書庫や倉庫などの諸室は、職員の利便性にも配慮しながら、施錠できる設備を導入します。

②セキュリティ対策の強化

- ・ 庁舎内のセキュリティは、重要度に応じた段階的なセキュリティレベルを設定し、
- ・ ICカードや指紋認証などによる入退室管理の導入について検討します。
- ・ 市民が利用する共用エリアと執務エリアを区分し、適切なセキュリティ対策を講じます。
- ・ 書庫や出力機器類（プリンター、コピー機など）は、個人情報の保護のため、職員以外の目に触れにくいよう、職員専用エリア内に配置します。

〈セキュリティレベルの設定事例〉



【ICカード利用のイメージ(メーカーHP)】



【指紋認証のイメージ(メーカーHP)】

4. 耐震浸水対策機能

(1) 耐震機能

地震時において、市民が安全に利用できる基本的な機能や設備を維持するため、耐震性の高い安全な庁舎とします。

①耐震安全性の確保

- ・ 新庁舎の耐震安全性の基準については、国土交通省による「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じ、災害応急対策活動に必要な官庁施設として備えるべき耐震安全性を確保します。

＜耐震安全性基準（官庁施設の総合耐震計画基準）出典：国土交通省＞

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（重要度係数は1.5）
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（重要度係数は1.25）
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。（重要度係数は1.0）
建築非構造部材 ※1	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動などが発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備 ※2	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

- ・ 現在の耐震基準では、震度6強の地震に対して倒壊しないような強度が求められています。
- ・ 新庁舎は、防災対策の拠点となる施設であることから、構造体「I類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」に相当する性能を持たせる方針とし、十分な耐震安全性を確保します。
- ・ 構造体「I類」の設定とするために、現在の耐震基準の5割増しの構造強度設計を行います。

②構造方式の検討

- ・ 新庁舎における構造形式は、地震の揺れを抑制でき、地震発生時の業務の継続性が高い「免震構造」とします。柱頭免震や基礎免震などの具体的な手法は基本設計で検討します。

※1 建築非構造部材：天井材、照明器具、窓ガラス窓枠、外壁仕上げ材、外壁取付物屋上設置物、内壁（内装材）、収納棚など。

※2 建築設備：配管、ダクト、ケーブルラック、キュービクル、発電機、ボイラーなど。

(2) 浸水対策機能

水害時に、浸水程度に応じて最低限の機能を維持しつつ、浸水後の早期復旧に配慮した庁舎とします。

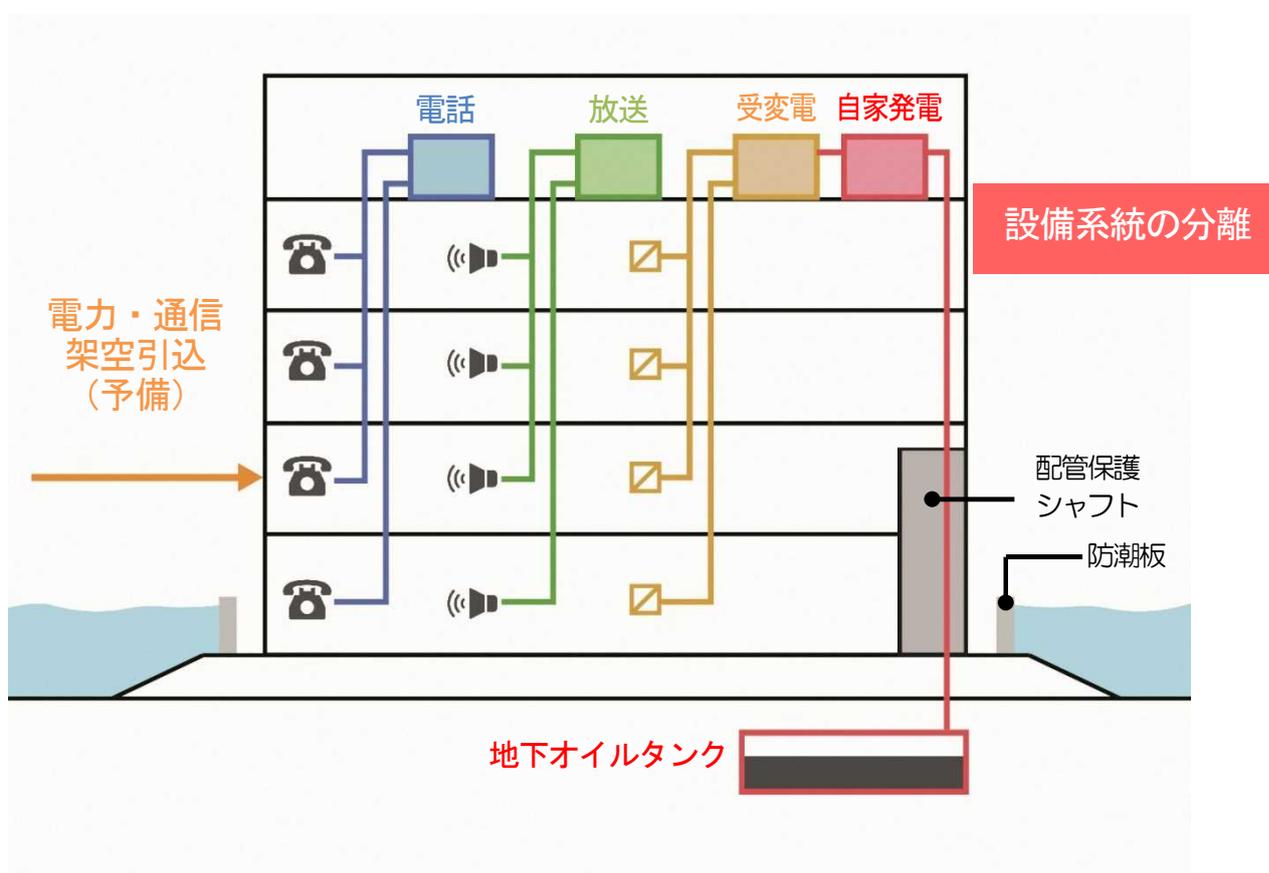
①水害レベルの想定

- ・ 「鳴門市津波避難マップ」により、津波による基準水位に基づいた想定を用います。

②施設整備の対策

- ・ 水害レベルに対する施設整備上の対策として、災害対策活動を行う会議室や設備システムなどの上階への設置や電話、放送、受変電設備などの系統の分離を行います。また、電力、通信の予備引き込み設備や配管保護シャフトなど、を検討します。
- ・ 南海トラフ巨大地震において想定される津波の最大基準水位を考慮し、庁舎内に浸水被害が生じないように、地盤高の嵩上、防潮板などを検討します。

<施設整備上の対策例>



5. フェーズフリー

「フェーズフリー」とは、平常時や災害時などの社会の状態にかかわらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念をいいます。

新庁舎建設にあたっては、防災拠点施設として整備する各種機能等が災害時のみ、その価値を発揮するのではなく、平常時から来庁者や職員等の利用者の役に立つ、また、平常時に利用する各種機能等が災害時にも役に立つことで防災拠点としての機能をさらに高めるというような、「フェーズフリー」の観点に基づいた庁舎整備を図ります。

具体的には、災害の察知から復旧・復興まで、災害の発生に伴い直面する各段階に対応した機能の整備を検討することとします。

(1) 災害察知・早期警報機能

- ・ 自然の変化や予報・注意報等によって、迫り来る災害を察知し、知らせるとともに、平常時にも市民や市職員に資する機能。自然の光や風を利用することで省エネルギー化を図る一方、自然の変化により災害を察知しやすい環境を整備するなど。

(2) 発生時対応機能

- ・ 突発的に発生する災害に対応し、人的・物的・経済的被害を抑制するとともに、平常時にも市民や市職員に資する機能。組織変更があっても、「ユニバーサルレイアウト」（25ページを参照のこと）を採用することでオフィスコストの抑制や十分な動線を確保する一方、什器の固定化も可能となることから、地震時の人的被害を未然に防ぐなど。

(3) 被害評価機能

- ・ 災害への対応を迅速かつ適切に行うために、被害の程度を評価・把握できるとともに、平常時にも市民や市職員に資する機能。天井や壁に、設備機器や配管のメンテナンスや更新に必要な点検口等を適切に設けることで、日常のメンテナンスが容易になる一方、災害発生後の建物・設備の被害状況が掴みやすく、必要な対応策の把握・修繕も容易になるなど。

(4) 災害対応機能

- ・ 被災者の救命・救助・救援活動や、2次災害を防止できるとともに、平常時にも市民や市職員に資する機能。休憩室や相談室、授乳室を適切に設けることで、来庁者や市職員の利便性を向上させる一方、災害発生時には救護室等としても活用できるなど。

(5) 復旧・復興機能

- ・ 地域や社会が日常に戻るまでの復旧・復興を支えるとともに、平常時にも市民や市職員に資する機能。計画敷地内の一部に緑地を確保することで、来庁者が憩いを感じられるようになる一方、災害発生後には、災害廃棄物の仮置場として活用するなど。

6. 情報発信交流機能

情報発信スペースやフリー（交流）スペースを設置し、来庁者の利便性の向上を図ります。

(1) 情報発信スペース

- ・ デジタルサイネージを設置するなど、市政情報や観光情報の発信を行います。
- ・ 交流スペースに市民が気軽にパソコンを利用して市民情報を取得することができる情報端末の設置を検討します。
- ・ 市の施策やイベントのパネル展示、行政資料などを提供するコーナーの設置を検討します。



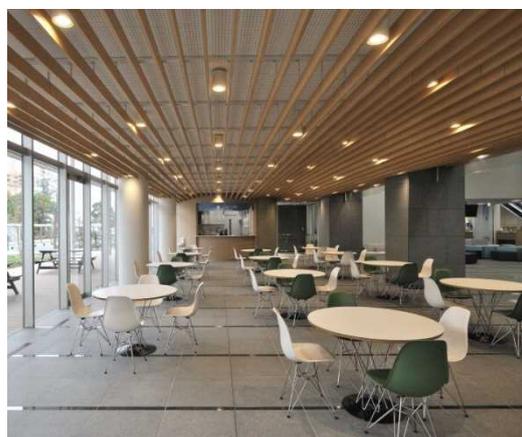
【情報発信スペースイメージ（左：秋田市HP 右：立川市HP）】

(2) 交流スペース

- ・ 休日には市民が憩う多目的スペースとして開放し、また、必要時には間仕切ることによって会議室として利用できる空間の設置を検討します。
- ・ 市民が自由に打ち合わせや待合の時間を過ごすことができるフリー（交流）スペースを設置し、その一部は、臨時の事務や小規模のイベント（ロビーコンサートなど）、協働の取り組みなど、多目的に利用できる可変性を持った空間構成や設備について検討します。
- ・ 市民活動の発表の場としての市民ギャラリーについて、整備を検討します。
- ・ 来庁者が気軽に立ち寄り、利用できるカフェコーナー（通りノックコーナー含む）などの設置について検討します。
- ・ 自然や木のぬくもりを感じさせるなど、親しみやすかつ利用しやすい空間デザインに配慮します。
- ・ 来庁者の利便施設として、ATMコーナーを利用しやすい場所に設置します。
- ・ 来庁者が憩いを感じるように、計画敷地内の一部に緑地を確保するなど、限られた屋外空間の有効活用について検討します。
- ・ フリーWi-Fi環境を整備することで、来庁者が観光情報などを入手しやすい環境づくりを行います。



【左：第九の里コンサート（市HP） 右：ウチノ海公園ひな祭り（市HP）】



【左：うずっこタウン（市HP） 右：交流スペースイメージ（茅ヶ崎市）】



【交流スペースイメージ（甲府市）】

7. 議会機能

議会機能については、市の議決機関としての独立性を考慮するとともに、効率的な議会運営に対応できるよう整備します。

(1) 議会フロア

- ・ 議会施設は1つのフロアに集約し、新庁舎の上層階に配置します。
- ・ 議場や委員会室などの議会関連諸室の動線に配慮するとともに、セキュリティ機能を整備します。



【本会議場のイメージ（メーカーHP）】



【本会議場のイメージ（東広島市）】

(2) 議場

- ・ 議場の配置形式は比較検討します。
- ・ 将来の議席数の変動にも対応できる設備とします。
- ・ 本会議のモニター中継など、情報発信環境の整備について検討します。
- ・ 議場内の床形状については比較検討し、バリアフリーにも配慮した設備とします。
- ・ 傍聴席は車椅子に対応できるようにするなど、障がいのある人にも配慮した設備とします。



【車イス用スペースがある傍聴席イメージ（龍ケ崎市HP）】



【バリアフリーのイメージ（飯塚市HP）】

(3) 議会関連諸室

- ・ 議会関連諸室は、正副議長室、議会応接室、議員控室、委員会室、議会図書室、議会事務局など必要な規模や機能を整備します。
- ・ 各諸室は必要に応じ、防音対策、プライバシーの確保などに配慮した設備とします。
- ・ 議員控室は、将来の必要面積の変動にも対応できるように可動間仕切りの設置を検討します。
- ・ 議会事務局は、来訪者への対応や議員、職員の打合せにも利用できる執務スペースを確保します。

8. 執務機能

職員が将来にわたり、効率的効果的に業務を行うことができる執務空間とします。

(1) 執務能率の向上

- ・ 職員間のコミュニケーションを促進するため、部や課ごとに間仕切りするような執務室の個室化や細分化を原則行わず、見渡しの良いオープンなフロア構成とします。
- ・ 執務室は、適切な奥行きと空間を確保し、スペース効率の良い設計とします。
- ・ 執務室に隣接して、相談室や打合わせコーナーを適切に配置します。
- ・ 職員が効率的に行政サービスを提供できるよう、ゆとりあるスペースを確保します。
- ・ 適正な労働環境の確保と効率的な業務のためリフレッシュルームの設置を検討します。
- ・ 執務室に近接し、リフレッシュが可能なスペースとします。また昼食にも利用可能なスペースを検討します。
- ・ 更衣室は集約し、効率的な配置とします。
- ・ 職員が24時間体制で災害対策に従事できる仮眠室やシャワー室などの設置を検討します。



【リフレッシュルームのイメージ(左：青梅市HP 右：西予市HP)】



【休憩室のイメージ(左：太子町HP 右：呉市)】

(2) 柔軟性可変性の確保

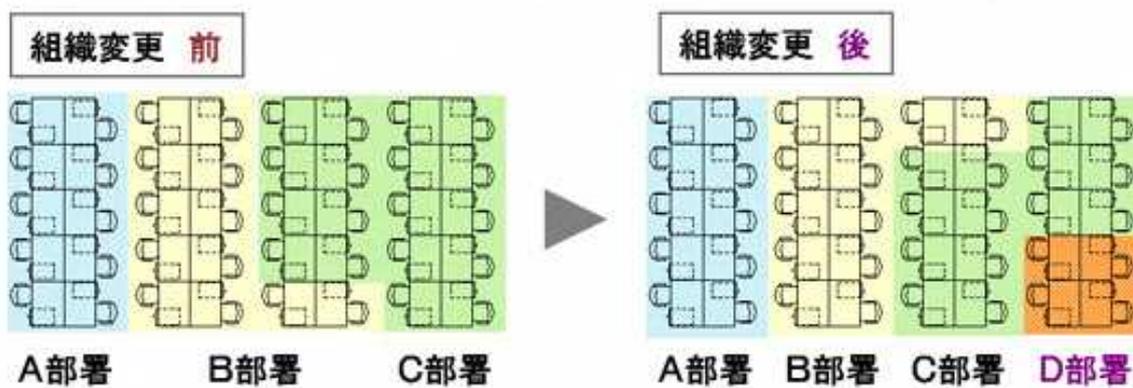
- ・ 執務室は、組織見直しなどに柔軟に対応するため、机のレイアウトを変更せずに「人」「書類」の移動のみで対応可能なユニバーサルレイアウト^{*1}の導入を検討します。
- ・ 会議室は、利用規模や用途に合わせて柔軟に空間を変えることのできるよう、必要に応じ可動間仕切りなどを採用します。
- ・ 将来を想定した書類収納計画のもとに配置を行います。
- ・ 人口減少に伴った執務エリア縮小への対応は、書庫倉庫、民間への賃貸（貸会議室）や減築などを検討します。



【オープンプフロアのイメージ(志摩市HP)】



【執務室のイメージ(青梅市HP)】



【ユニバーサルレイアウトイメージ (メーカーHP)】

(3) スペースのコンパクト化

- ・ 書庫、倉庫などの業務支援諸室やコピー機、プリンターなどのOA機器を集約配置します。
- ・ 書庫は、集密書架などスペース効率の良い設備を導入します。
- ・ 文書管理の基準や運用を見直し、保管保存文書量の削減に努めます。



【書庫・倉庫のイメージ(吉野川市)】



【書庫・倉庫のイメージ(大仙市HP)】

(4) ICTIoT (情報通信技術) 化への対応

- ・ OAフロア^{※2}を採用し、OA機器やその他の通信、情報処理装置を機能的に配置できるよう、配線スペースを確保します。
- ・ 会議などで液晶ディスプレイやプロジェクターが容易に利用できるよう、費用対効果を見極めながら会議室のICT化IoT化を検討します。
- ・ ペーパーレス化を目指した電子決裁システムの導入や、ノートパソコンへの切り替え、電子会議にも対応した設備の導入を検討します。
- ・ AI (人工知能) などの活用による、一部の窓口業務や事務作業における事務負担の省力化や人件費の軽減を目指し、実証実験の実施などについて検討します。



【OAフロアのイメージ(長門市HP)】



【会議室のイメージ(武雄市HP)】

(5) 快適で安全な執務空間

- ・ レイアウトの工夫などにより、適切な明るさを確保した執務空間を整備します。
- ・ 災害時の避難経路については、通路空間の確保を優先したレイアウトとし、必要に応じてロッカーなどの固定化を図ることで地震時にも安全に避難できるように整備します。

※1 ユニバーサルレイアウト：部門構成に依存せずに机の構成や配置を均一に設定し、物を動かさずに人が動いてレイアウトを変更する机配置のこと。

※2 OAフロア：床を二重にすることで、床下に電源や通信用のケーブルなどを収納し、床上の机やOA機器などの配置に影響されずに配線することができる床構造のこと。

9. ライフサイクルコスト縮減

新庁舎建設にあたっては、建築物の長寿命化、維持管理費用、修繕や更新費用などのライフサイクルコスト※1の縮減に考慮した経済効率の高い庁舎を目指します。

(1) 建築物の長寿命化

- ・ 柱、梁、床などの構造体の高耐久化を図るとともに、屋上の防水や外壁などの修繕が容易に行えるよう配慮します。
- ・ 内装材、外装材及び防水材については、耐久性の高い材料や修繕、更新が容易な一般普及品などを積極的に採用します。

(2) 柔軟性可変性の確保

- ・ 改修や利用変更に対応できる柔軟性を確保するため、費用対効果を見極めながら、可動間仕切壁の採用、床荷重や階高の余裕度設定などを検討します。
- ・ 建築設備システムは、余裕度を見込んだ機器容量の設定のほか、機器の増設を考慮したスペースやシステムとします。

(3) 保全更新時の作業性への配慮

- ・ 配管、配線、ダクトスペースは、点検や保守などが容易に行えるよう配慮して設置します。
- ・ 窓、外壁、設備機器などの清掃、点検や保守に必要な設備機器を設置します。
- ・ 冷暖房、給排水、電気設備などのゾーニングや系統分けの細分化などにより、執務形態の変更への対応や機器更新時の作業性に配慮します。
- ・ 機器搬入路の確保などにより、設備機器などの更新が経済的かつ容易に行えるよう配慮します。



【余裕のある機械室（岩内町役場）】



【機器の増設を考慮した電気室（岩内町役場）】

※1 ライフサイクルコスト：建築物などの費用を、初期建設費（イニシャルコスト）と、光熱水費、保全費、改修費、更新費など（ランニングコスト）を合わせ、建築物などにかかる費用をトータルして考えたもの。

10. 環境負荷の低減

地球環境への影響を最小限に抑えるよう、環境負荷低減策について積極的に取り組んでいくため、国が推進する環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）※1やネットゼロエネルギービル（ZEB）※2の実現を目指すこととします。また、自然エネルギーの活用や省エネルギー化の推進などの検討にあたっては費用対効果を比較検証しながら、本市に適した手法を導入します。

※1 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）：

- 国土交通省が推進するグリーン庁舎とは、建築物のライフサイクルを通して環境負荷の低減に配慮し、日本の建築分野における環境保全対策の規範となる「環境負荷低減に配慮した官庁施設」のこと。

※2 ネットゼロエネルギービル（ZEB）：

- 建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を通して削減し、正味（ネット）でゼロ、又はおおむねゼロに近づける建築物のこと。
- 経済産業省では「2020年までに新築公共建築物などで、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す」とする政策目標が設定されている。
- 「創るエネルギー」技術の代表的なものとして、太陽光発電、風力発電、地中熱利用などがある。また、省エネルギー技術のうち負荷削減としては、断熱性能の向上、自然エネルギー利用としては、自然採光や換気、機器の高効率化によるものとしては、LEDや照明制御、熱源機や変圧器などがある。



(1) 自然エネルギーの有効活用

- ・ 費用対効果を見極めながら、太陽光発電設備の設置や地中熱利用など、再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ・ 敷地内の屋外照明については、太陽電池を利用した設備の設置を検討します。
- ・ 自然換気や自然採光の採り入れに配慮します。
- ・ 雨水貯留槽によるトイレの洗浄や植栽への散水などの雨水利用について検討します。

(2) 省エネルギー化の推進

- ・ 照明は、LED照明の導入や人感センサーによる点灯システム、調光システムを必要に応じて採用するとともに、冷暖房設備についても、省エネ効果の高い設備の導入を検討します。
- ・ エネルギー使用量の推移データを記録できる「見える化」を行い、適切なエネルギーマネジメントを行える仕組みを検討します。



【太陽光発電（平川市HP）】



【「見える化モニター」のイメージ】

(3) エネルギー損失の低減環境への負荷低減

- ・ 建築物の向き、室の配置などについて配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を努めます。
- ・ 断熱性の高い工法資材の採用などにより、躯体を通した熱負荷の低減を努めます。
- ・ 室内で発生した熱や汚染物質の拡散を抑制し、空調換気量の低減を努めます。
- ・ 断熱効果に優れる工法の採用や高性能断熱材、高性能ガラスなどを導入を検討します。
- ・ 温室効果ガスの排出量を抑制するため、LED照明、高効率給湯機や節水型トイレなどの低炭素製品を積極的な採用を検討します。

(4) エコマテリアル木材の利用

- ・ 内装などに利用する材料は、エコマテリアル（環境負荷の少ない素材）の使用を検討します。
- ・ 「徳島県産材利用促進条例」に基づき、木材などによる内装の木質化を検討します。なお、事業費を抑制する観点から、利用範囲を限定し、議場や応接室、待合スペースの椅子などへの使用について検討します。
- ・ 熱帯林の減少に配慮し、熱帯材型枠の使用合理化など検討します。
- ・ 部分的な更新が容易となるように、分解が容易な材料、モジュール材料などの採用に努めます。

1.1. 周辺環境との調和歴史の継承

- ・ 上位計画である「なると環境プラン2004」で掲げられている「水辺と街道によって心と緑をつなげる歴史文化が薫るまち」に基づき、歴史文化的な景観に配慮した庁舎づくりを行います。
- ・ 現庁舎は青色の外壁や開放的なガラス張りで構成されています。新庁舎では現庁舎の親しみのある雰囲気を経承したデザインを検討します。



【撫養川親水公園】



【トリーデなると】



【撫養街道】



【現庁舎正面】

第5章 施設計画

1. 庁舎の規模

新庁舎の規模を策定するために、新庁舎へ配置する部署を決定しなければなりません。下表に新庁舎へ配置する庁舎部署の概要を整理します。

庁舎等名称	1. 本庁舎	2. 保険棟	3. 共済会館	4. 分庁舎 (教育委員会棟)
建築年	昭和38年 (築55年)	平成3年 (築27年)	昭和48年 (築45年)	昭和59年 (築34年)
耐震性能	なし (1s値=0.47)	あり (耐震診断未実施)	なし (1s値=0.28)	あり (耐震診断未実施)
延面積	4,312.00㎡	649.90㎡	1,769.30㎡	1,121.31㎡
階数	3階建て	2階建て	3階建て	2階建て
建物構造	鉄筋コンクリート造	軽量鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
標準耐用年数	60年 (~平成35年)	40年 (~平成43年)	60年 (~平成45年)	60年 (~平成56年)
入居する部署等	企画総務部(情報化推進室を除く)、市民環境部(環境局を除く)、福祉事務所、会計課、議会事務局、阿波銀行出張所、法務局出張所	保険課、長寿介護課	情報化推進室、人権推進課、経済建設部(公園緑地課及び経済局を除く)、職員組合	教育委員会、監査委員事務局
入居する職員数※2 (特別職・非正規含む)	196人	47人	57人	60人
駐車場	公用車用	75台		7台
	来庁者用	108台(利用者の少ない共済会館南側駐車場を除く)		
	職員用	文化会館北側駐車場 220台、新池駐車場 30台※1		

庁舎等名称	5. うずしお会館	6. 水道会館	7. 旧郷部	8. 旧鳴門簡易
建築年	昭和59年 (築34年)	昭和58年 (築35年)	昭和42年 (築51年)	昭和39年 (築54年)
耐震性能	あり (耐震診断未実施)	あり (耐震診断未実施)	なし (耐震診断未実施)	なし (耐震診断未実施)
延面積	2,139.52㎡ (他用途部分を除く)	1,865.23㎡	132.61㎡	287.04㎡
階数	5階建て (3・5階は他用途施設として使用)	3階建て	2階建て	2階建て
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 軽量鉄骨造
標準耐用年数	60年 (~平成56年)	60年 (~平成55年)	60年 (~平成39年)	60年 (~平成36年)
入居する部署等	経済局、選挙管理委員会事務局	水道企画課、水道事業課	—	—
入居する職員数※2 (特別職・非正規含む)	37人	19人	—	—
駐車場	公用車用	9台	16台	—
	来庁者用	20台	4台	—
	職員用	※1に含む	30台	—

庁舎等名称	9. 立岩倉庫	10. 旧教育委員会棟	備考
建築年	昭和49年 (築44年)	昭和54年 (築39年)	延面積(本庁舎含む)： 14,469.91㎡
耐震性能	なし (耐震診断未実施)	なし (耐震診断未実施)	延面積(本庁舎含まない)： 10,157.91㎡
延面積	864.00㎡	1,332.00㎡	入居職員数： 443人※2
階数	2階建て	4階建て	※2 1~6の合計416人に、健康福祉交流センターやウチノ海公園に事務所を置く健康増進課や公園緑地課を27人を含む
建物構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	公用車用駐車場： 107台
標準耐用年数	60年 (~平成46年)	60年 (~平成51年)	来庁者用駐車場： 142台
入居する部署等	—	—	職員用駐車場： 280台
入居する職員数※2 (特別職・非正規含む)	—	—	計： 529台
駐車場	公用車用	—	(※周辺有料駐車場利用台数：70台)
	来庁者用	—	
	職員用	—	

(1) 想定規模

新庁舎の規模は、社会情勢や市民ニーズの変化による行政組織などの見直しにも対応できるよう配慮するとともに、庁舎面積のコンパクト化や諸室の効率化、多機能化などの方策により、機能的でコンパクトな庁舎を目指します。

新庁舎の規模は、基本計画において、新庁舎へ配置する職員数の想定などを踏まえ、①総務省の基準「起債許可標準面積算定基準」、②国土交通省の基準「新営一般庁舎面積算出基準」のほか、③「他都市の事例」に基づく算定方法、④「市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方」に基づく庁舎面積の算定、⑤「鳴門市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本目標に基づく庁舎面積の算定を参考に検討を行います。

①起債許可標準面積算定基準（総務省）による面積算定

起債許可標準面積算定基準を使用した算定した事務室などの面積は下表のとおりです。

これより、床面積は11,910.1㎡と算出されます。

※他市町村との比較のため面積は車庫なしで算定しています。

※当該基準には、市民交流や防災機能、福利厚生などに関するスペースは考慮されていません。

(平成30年6月1日現在の職員数)

室名区分	役職区分	職員数 (人)	換算率 (基準値)	換算 職員数 (人)	基準面積 (㎡)	必要面積 (㎡)	
							① 事務室
部長・次長級	16.0	9.0	144.0	648.0			
課長級	36.0	5.0	180.0	810.0			
係長級	145.0	2.0	290.0	1,305.0			
一般職員（非正規含む）	241.0	1.0	241.0	1,084.5			
小計		443.0		955.0		4,297.5	
② 倉庫	事務室面積×		13%			558.7	
③ 会議室、トイレ等	常勤職員数×		7.0㎡			3,101.0	
④ 玄関、ホール、廊下、階段等	各室面積×		40%			3,182.9	
⑤ 車庫							
⑥ 議場、委員会室、控室等	議員定数×35.0㎡=					770.0	
		22人×		35.0㎡			
合計							11,910.1
車庫施設を除いた場合						11,910.1㎡	

②新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）による面積算定

新営一般庁舎面積算定基準を使用した算定した事務室などの面積は下表のとおりです。

これより、床面積は8,101.4㎡と算出されます。

※他市町村との比較のため面積は車庫なしで算定しています。

※当該基準には、市民交流や防災機能、福利厚生などに関するスペースは考慮されていません。

(平成30年6月1日現在の職員数)

室名区分		職員数 (人)	換算率 (基準値)	換算 職員数(人)	基準面積 (㎡)	必要面積 (㎡)	
役職区分							
① 執務面積	事務室	特別職	5.0	18.0	90.0	職員1人 あたり 3.63㎡ (3.3㎡×10%)	326.7
		部長・次長級	16.0	9.0	144.0		522.7
		課長級	36.0	5.0	180.0		653.4
		補佐級	58.0	2.5	145.0		526.4
		係長級	87.0	1.8	156.6		568.5
		一般職員(非正規含む)	241.0	1.0	241.0		874.8
		小計	443.0		956.6		3,472.5
② 付属面積	ア 倉庫	事務室面積(10%加算前)×13% 956.6人×3.3㎡×13%				410.4	
	イ 会議室等(大・中・小会議室)	職員100人当たり40㎡・10人増毎4㎡加算 4×40㎡+4㎡				164.0	
	ウ 電話交換室 (交換手休憩室、所要付属室を含む)	換算人員から回線数を求めて算出 換算人員=956.60人 回線数=200				68.0	
	エ 宿直室(押入れ、踏込共)	1人まで10㎡、1人増毎に3.3㎡加算(2人想定) 10㎡+3.3㎡				13.3	
	オ 庁務員室(押入れ、踏込共)	1人まで10㎡、1人増毎に1.65㎡加算(0人想定)				0.0	
	カ 湯沸室	6.5㎡~13.0㎡を標準とする				13.0	
	キ 受付及び巡視溜	1.65㎡×(人数×1/3)を標準とし、6.5㎡を最小とする(3人想定) 1.65㎡×3.00人×1/3				1.65	
	ク 便所及び洗面所	全職員数による所要面積(150人以上は0.32㎡/人) 443人×0.32㎡/人				141.8	
	ケ 医務室	全職員数による所要面積(450人以上500人未満)				115.0	
	コ 売店	全職員150以上に設け、0.085㎡/人 443人×0.085㎡/人				37.7	
	カ 食堂及び喫茶店	全職員数による所要面積(450人以上500人未満)				204.0	
	シ 理髪店	全職員数による所要面積(290人以上530人未満)				39.0	
小計					1,207.9		
③ 設備関係面積	a 機械室①(冷暖房:一般庁舎)	有効面積(①+②)(3,000㎡以上5,000㎡未満) =4,680.4㎡				547.0	
	b 電気室(冷暖房:高圧受電)	有効面積(①+②)(3,000㎡以上5,000㎡未満) =4,680.4㎡				96.0	
	c 自家発電室	有効面積(①+②)(5,000㎡以上) =4,680.4㎡				0.0	
	小計					643.0	
④ 交通部分(玄関、広間、廊下、階段)		耐等火構造庁舎は上記各面積合計の35%、ただし必要に応じて40%可 (①(10%加算前)+②+③)×0.4 5,007.6㎡×0.4				2,003.1	
⑤ 車庫	i 自動車置場						
	ii 運転手詰所	1.65㎡×人数 1.65×3				5.0	
	小計					5.0	
⑥ 議場、委員会室、控室等		新営基準該当なし:総務省基準に準ずる 議員定数×35.0㎡ 22人×35.0㎡				770.0	
合計						8,101.4	
車庫施設を除いた場合						8,101.4㎡	

③他の自治体の事例に基づく面積算定

過去10年程度、人口3万～9万人程度の近隣自治体における新庁舎延床面積は下表のとおりです。

これより、床面積は11,990.4㎡(人口当たり)～13,112.8㎡(議員1人当たり)と算出されます。

自治体名	完成年	人口(人)	職員数(人)	延床面積(㎡)	職員1人当たり面積(㎡)	人口当たり面積(㎡/100人)
四万十市 (高知県)	H22	38,000	255	9,500	37.3	25.0
阿波市 (徳島県)	H26	41,000	321	9,500	29.6	23.2
観音寺市 (香川県)	H27	60,000	330	9,500	28.8	15.8
洲本市 (兵庫県)	H29	45,000	344	10,000	29.1	22.2
阿南市 (徳島県)	H29	77,000	535	17,000	31.8	22.1
四国中央市 (愛媛県)	H30	90,000	438	13,000	29.7	14.4
香南市 (高知県)	H32予定	33,000	306	7,800	25.5	23.6
坂出市 (香川県)	H32予定	54,000	220	6,100	27.7	11.3
三好市 (徳島県)	H34予定	29,000	300	8,000	26.7	27.6
平均					29.6	20.6
鳴門市 (徳島県)		58,206	443	11,990.4 (人口当たり)	~	13,112.8 (職員1人当たり)

④市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方に基づく庁舎面積の算定

市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方を下記に整理します。

庁舎建替事業費×標準面積÷新庁舎の面積
 (※標準面積：入居職員数×35.3㎡または、建替前面積のいずれか大きい面積)

ここでいう「入居職員」とは、建替後の庁舎に入居する職員のうち、特別職や非正規雇用を除く一般職員(公営企業会計に属するものを除く。)を示します。

新庁舎への建替えに当たって、現在、職員を配置する本庁舎、保険棟、共済会館、分庁舎、(教育委員会棟)、うずしお会館及び水道会館の6庁舎などを集約すると仮定した場合、起債対象となる入居職員数は以下の通りとなります。

これより、床面積は10,801.8㎡(306人×35.3㎡)と算出されます。

(平成30年6月現在)

所 属	新庁舎への入居者総数	起債対象となる入居職員数	所 属	新庁舎への入居者総数	起債対象となる入居職員数
企 画 総 務 部	106人	81人	消 防 本 部	-	-
市 民 環 境 部	57人	44人	企 業 局	19人	-
健 康 福 祉 部	113人	76人	教 育 委 員 会	46人	37人
経 済 建 設 部	86人	55人	各 特 別 委 員 会	16人	13人
			合 計	443人	306人

⑤ 「鳴門市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本目標に基づく庁舎面積の算定

「鳴門市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本目標「今後40年間に公共施設の総延床面積を20%以上削減」の達成に向け、公共施設の建替え集約にあたって遵守すべき延床面積への制約は、以下のとおりです。

- a 公共施設の建替え時には、従来施設から5%以上の延床面積の縮減を図る。
- b 公共施設を集約する場合、集約される側の施設に関しては、従来施設から25%以上の延床面積の縮減を図る。

集約する側となる「本庁舎」

$$4,312.00\text{m}^2 \times 0.95 = 4,096.40\text{m}^2 \cdots a$$

集約される側となる「本庁舎」以外

$$\text{計 } 10,160.91\text{m}^2 \times 0.75 = 7,620.68\text{m}^2 \cdots b$$

$$a + b = 4,096.40\text{m}^2 + 7,620.68\text{m}^2 = 11,717.08\text{m}^2$$

これより、10施設を集約した場合の目標延床面積は約12,000㎡となります。

(2) 想定職員数

規模算定に必要な新庁舎に配置する職員数は下記の通りです。

項目	特別職	部長職	課長職	課長補佐職	係長職	一般職 (非正規含む)	職員計
新庁舎 配置職員 計	5	16	36	58	87	241	443

(3) 規模設定の考え方

(1) 想定規模①～⑤及び(2) 想定職員数から、本計画における新庁舎の想定規模は、おおむね、10,000㎡～12,000㎡と想定します。

今後、基本設計の平面計画により、効率的な執務空間（ユニバーサルレイアウト）、多機能化など床面積のコンパクト化や効率化に向けた方策を検討します。

2. コンパクト化に向けた方策

(1) ユニバーサルレイアウトの導入

執務スペースの効率化を図るためにユニバーサルレイアウトの導入を検討します。

項目	従来型のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト図	<p>A課7名 B課13名 C課14名</p>	<p>A課7名 B課13名 C課14名</p> <p>共用スペースや、増員スペースとして有効活用を図ることが可能。</p>
「島」構成	原則、課や係ごとに「島」を構成。	課や係を単位とした「島」の構成を原則とするが、人数によっては、課や係が混在する場合がある。
スペースの有効利用	「島」を構成する机の数や位置により、スペースの無駄が生じる。	規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。
コミュニケーション	課や係内のコミュニケーションが図りやすい。	課や係内に加えて、課や係を超えたコミュニケーションが図りやすい。

※ユニバーサルレイアウトを採用することにより、建物の形状など条件にもよりますが、執務スペースを10～20%程度削減する効果があるといわれ、最近の新庁舎建設では、多くの自治体で導入されています。

(2) コアスペースの効率化

コアスペース^{※1}の形成にあたっては、通路など市民が利用するスペースや事務室などの面積をより多く確保するため、できるだけ効率良く配置するよう検討します。

(3) 諸室の効率化多機能化

書庫や倉庫などは、可動書架による収納効率の高い空間を整備します。

休養室は、労働安全衛生規則に基づき設置し、災害対応などのため宿泊勤務をする職員が仮眠室としても使えるようなつくりとします。

※1 コアスペース：エレベーターや階段などの動線をはじめ、トイレなどの水廻り、設備的要素などを集約させた部分の呼称。

3. 土地利用計画

計画地周辺の消防庁舎や文化会館などとの連携に配慮しながら、敷地を最大限に有効利用できるよう配置計画を行います。

(1) 計画地の概要

項目	概要
建設場所	鳴門市撫養町南浜字東浜170
敷地面積	9,900㎡(北側敷地) / 7,300㎡(南側敷地)
用途地域	近隣商業地域 / 第1種中高層住居専用地域
建ぺい率	80%/60%
容積率	300%/200%
防火地域	法22条区域
日影規制	- / 4m-4時間2.5時間
前面道路幅員	約18m
その他	- / 600m以下の公益上必要な建築物(市役所)

(2) 敷地の特性

①現状

現在計画地について、北側敷地においては、本庁舎市民会館及び来庁舎用駐車場が配置されており、南側敷地においては、共済会館や保険棟が配置されています。

また、敷地北側には消防庁舎敷地を挟んで南浜里浦線、西側には国道28号線が位置します。北側敷地と南側敷地の間には市役所線、東側には市役所東線が位置します。

②地盤レベル

計画地の地盤の高さは、北側敷地においては、西側から東側及び北側から南側に勾配が付いており、国道28号線で30cm程度(東西方向)、消防庁舎側で30cm程度(南北方向)高くなっています。

南側敷地においては、西側から東側及び北側から南側に勾配が付いており、国道28号線側で5cm程度(東西方向)、市役所線側で5cm程度(南北方向)高くなっています。

③周辺環境

計画地北側には消防庁舎やうずしお会館、東側には分庁舎、南側には文化会館や文化会館駐車場、西側には国道28号線を挟んで税務署が立地しています。

各施設との機能上の動線のつながりや連携に配慮するとともに、景観形成の観点からも重要な位置にあります。



(3) 新庁舎の配置検討

新庁舎の配置計画にあたり、窓口業務を担う関係課をできるだけ低層階に配置することを前提に、新庁舎配置比較図による、北側配置（A案）、南側配置（B案）の2パターンの配置案を比較しました。

本庁舎に必要な基本的機能である「庁舎配置」、「駐車場配置」、「動線計画」の3つを重要項目として配置を検討した結果、北側配置（A案）を基本として設計を進めます。

なお、市民アンケートの結果や施設の最適配置の観点等から、現本庁舎、共済会館、市民会館等については解体撤去することとし、近代建築として一定の評価を受ける現本庁舎等の価値の顕彰については、基本設計以降にも検討を行います。

配置計画ガイドライン

- ・ 新庁舎本体は、東西軸を基本とし、配置を検討する。
- ・ 来庁者用駐車場スペースを130台分、公用車用駐車場スペースを110台分確保する。
- ・ 庁舎前広場スペースの確保を検討する。
- ・ 緑地スペースの確保を検討する。
- ・ 歩車分離を徹底する。
- ・ 地下無しの計画を基本とする
- ・ 消防庁舎との動線を確保する。
- ・ 庁舎は、津波対策として地盤レベルを嵩上げするなど検討する。

A案（北側配置）

北側敷地の北側に庁舎を配置し、南に来庁者用駐車場、南側敷地に公用車用駐車場を配置した案。

① 庁舎配置

- ・ 国道28号線からの視認性は比較的良好。
- ・ 消防庁舎との連携が良好。

② 駐車場配置

- ・ 来庁者用駐車場を北側敷地に130台分まとめて確保可能。
- ・ 公用車用駐車場を南側敷地に110台分まとめて確保可能。

③ 動線計画

- ・ 歩行者は車両動線と交錯することなく、新庁舎にアプローチ可能。



B案（南側配置）

南側敷地に庁舎を配置し、南側敷地と北側敷地のそれぞれに来庁者用駐車場、北側敷地に公用車用駐車場を配置した案。

①庁舎配置

- ・ 国道28号線からの視認性が悪い。
- ・ 消防庁舎との連携が困難。

②駐車場配置

- ・ 来庁者用駐車場を北側及び南側敷地に分割して130台分確保可能。
- ・ 公用車用駐車場を北側敷地に110台分まとめて確保可能。

③動線計画

- ・ 歩行者は車両動線と交錯する。



	A案（北側配置）	B案（南側配置）
配置図		
階数	地上5階 地下無し	地上6階 地下無し
想定高さ	約23m (地盤嵩上げは含まない)	約27m (地盤嵩上げは含まない)
庁舎位置	○ <ul style="list-style-type: none"> ・国道28号線からの視認性が良い ・消防庁舎と連携が最も容易 ・仮設庁舎が不要 	× <ul style="list-style-type: none"> ・国道28号線からの視認性が悪い ・消防庁舎と連携が困難 ・仮設庁舎が必要
駐車場	○ <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者用：130台 ・公用車用：110台 ・臨時駐車場確保 	○ <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者用：130台 ・公用車用：110台 ・臨時駐車場確保
	○ <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者用駐車場が一体確保可能 ・公用車用駐車場が一体確保可能 ・臨時駐車場が公用車用駐車場と一体かつ、文化会館駐車場と近接するので、弾力的な運用が可能 	× <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者用駐車場が南北に分断 ・来庁者用駐車場が新庁舎側にないので、利便性が悪い
動線計画	○ <ul style="list-style-type: none"> ・歩車分離が可能 	× <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者用駐車場の大半が新庁舎と離れ、市役所線を横断して来庁 ・歩行者動線と車両動線が交錯
評価	○	×

4. 平面モデル

設計時の平面詳細レイアウトの検討にあたり、一般的な平面計画のパターンを示し、基本となる考え方を次のとおり整理します。

(1) コア（階段エレベーターなど）の配置

両端コア	片側コア	中央コア
<ul style="list-style-type: none"> コアを短辺両側に集約。 奥行の長いフロア空間の確保が可能。 一般的に執務ゾーンに柱が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> コアを長辺の片側に集約。 比較的大きな無柱空間の執務ゾーンの確保が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> コアを中央に集約。 四周に連続する執務空間の確保が可能。 ある程度の奥行が必要。

(2) 基本パターン（コア配置と廊下位置の組み合わせ）

	基本パターン	特徴
両端コア		<ul style="list-style-type: none"> 自治体庁舎で一般的に採用されるタイプ。 廊下に沿ってカウンターを設置することで、数多くの窓を確保できる。 業務支援諸室（書庫など）をフロア東西に配置するため、執務室と諸室の動線が長くなり、職員の業務効率面で劣る。 執務室が2分割され、将来のフロア内の組織、職員数増減への対応の柔軟性が劣る。
片側コア		<ul style="list-style-type: none"> 執務室を南面に配置するため、執務室に採光を確保しやすい。 廊下に面するカウンター周辺は採光に乏しく、来庁者の快適性は劣る。 業務支援諸室（書庫など）が廊下の北側に位置し、来庁者と職員の動線が交錯。
		<ul style="list-style-type: none"> 南面に廊下があり、カウンター周辺の採光に優れ、来庁者の快適性が高い。 執務室と業務支援諸室（書庫など）が隣接するため、動線が短く、職員の業務効率が高い。 来庁者と職員の動線の分離が回りやすい。 通路面積が増える傾向にあるため、有効スペースを確保する効率的な設計が求められる。
凡例		

5. 階構成

階構成は、市民の利便性や業務効率性、災害時の対応などを考慮し、各階の機能の配置について、次のとおり整理します。

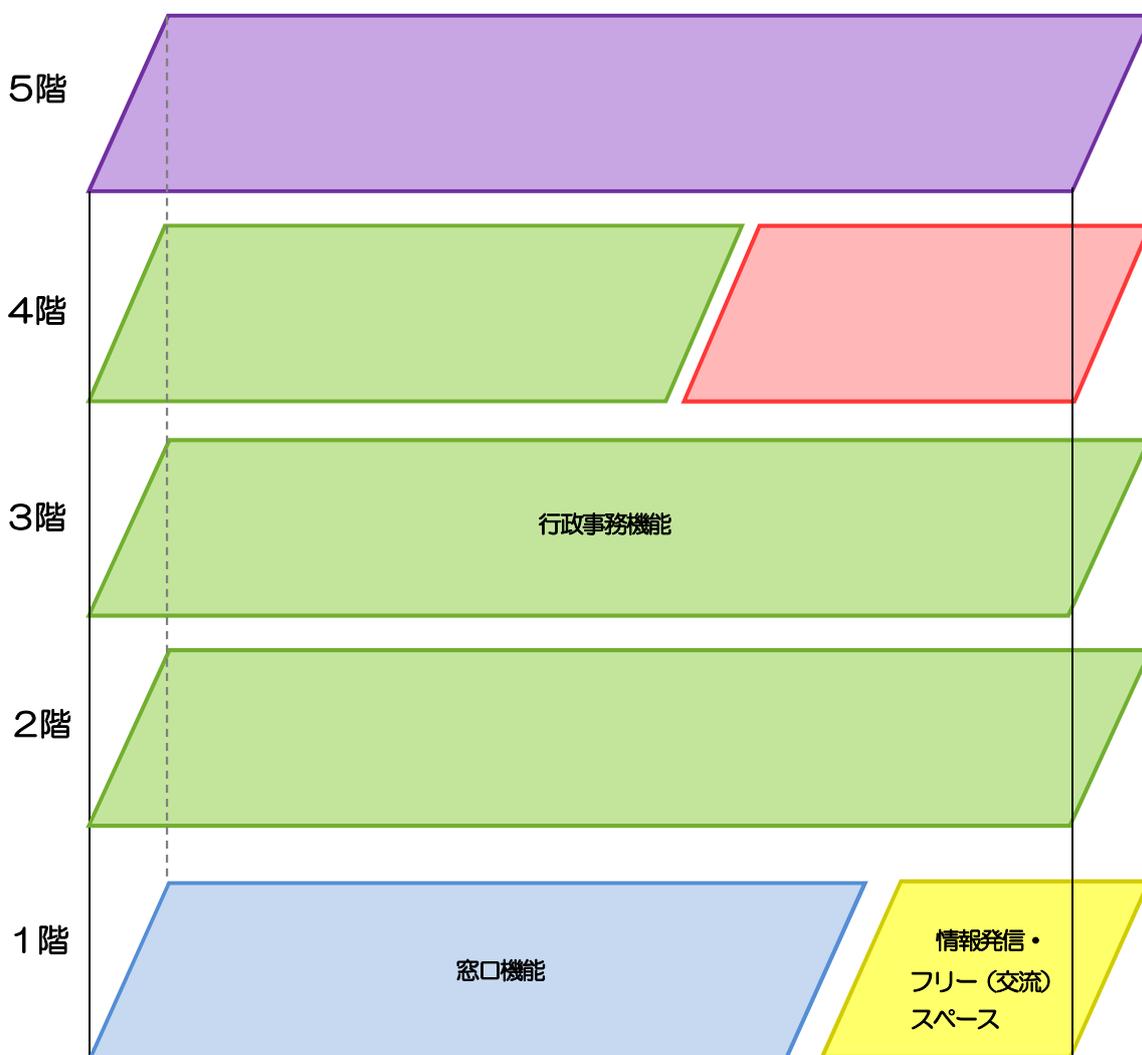
(1) 基本的な考え方

- ・ 低層階には、市民利用の多い部署を配置するとともに、中層階には、部署間の連携などを踏まえて、職員の業務効率や災害時の対応などに配慮した部署を配置することとします。
- ・ 議会機能は、議会の独立性を考慮し高層階へ配置することとします。

(2) 計画方針

次のような案を基本に、配置計画における平面形状なども勘案しつつ階構成を決定します。

<例：5階構成案>



※今後、市の機構改革等により、配置の変更が生じる場合があります。

6. 構造計画

構造計画においては、利用する市民や職員の安全性、施設の耐久性、施工性、経済性などについて十分検討します。

基礎については、基本設計時に建設地の地盤調査を行い、地上部の構造形式、階数を考慮し適切な基礎形式を決定します。

建物の構造種別には、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄骨造（S造）といった種類があります。基本設計時に柱スパン、階数、地盤状況などを考慮し構造種別を決定します。

基本設計段階において、設計条件や要求性能に応じた検討を行い、構造種別を決定します。

項目	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨 鉄筋コンクリート造 (SRC造)	鉄骨造 (S造)
主架構	<ul style="list-style-type: none"> 耐震壁を含むラーメン架構^{*1} 標準スパン10m以下 ロングスパン梁にはプレキャスト梁で対応 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震壁を含むラーメン架構 標準スパン10m～15m 	<ul style="list-style-type: none"> 大スパン構造の構成には極めて有利 標準スパン10m～20m 純ラーメン架構形式が可能
基礎	<ul style="list-style-type: none"> 建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的建物自重が軽く、基礎に要するコストが低くなる
耐火性	<ul style="list-style-type: none"> 耐火構造とするのが容易 	<ul style="list-style-type: none"> 耐火構造とするのが容易 	<ul style="list-style-type: none"> 準耐火構造とするのは容易だが、耐火構造とするためには耐火被覆などの工夫が必要
居住性	<ul style="list-style-type: none"> 遮音性能、防振性能に優れている 	<ul style="list-style-type: none"> 遮音性能、防振性能に優れている 	<ul style="list-style-type: none"> 音、振動などが伝わりやすいので工夫が必要
耐久性 (外壁)	<ul style="list-style-type: none"> 強度、耐久性能に優れる 性能を維持するためには、仕上材のメンテナンスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 強度、耐久性能に優れる 性能を維持するためには、仕上材のメンテナンスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 耐久性に優れた外装材の採用が可能 性能を維持するためには、外装材の仕上材、継目などのメンテナンスが必要
施工性 工期	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋、型枠、コンクリート工事などは、比較的煩雑である プレキャスト梁採用の場合、多少工期が長くなる場合がある 冬期間は、躯体の品質管理や養生に特段の配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> RC造の煩雑さに加え、鉄骨と鉄筋の取り合いなど、おさまりが複雑 RC造に比べ鉄骨工事の期間分工期が長くなる 冬期間は、躯体の品質管理や養生に特段の配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場での作業期間が短く、外壁などは乾式工法となるため、工期は比較的短い 使用する鉄骨部材によっては、発注、製作に長期間必要となる場合がある 冬期間は、通常通り躯体（鉄骨）工事を行うことができる

第6章 事業計画

1. 事業手法

庁舎建設の事業手法として、主に①設計と施工を分離発注する従来方式、②実施設計と施工を一括で発注するDB1（デザインビルド）方式、③基本設計実施設計と施工を一括で発注するDB2（デザインビルド）方式について、比較を行いました。

なお、PFI方式については、市庁舎の特性上、付帯事業の可能性が低く、経営利益の還元による事業費縮減効果が期待しにくいこと、PFI法に基づいた手続きによる事業期間の長期化、平成29年3月に行ったVFM試算の結果などから、PFI方式は採用しません。

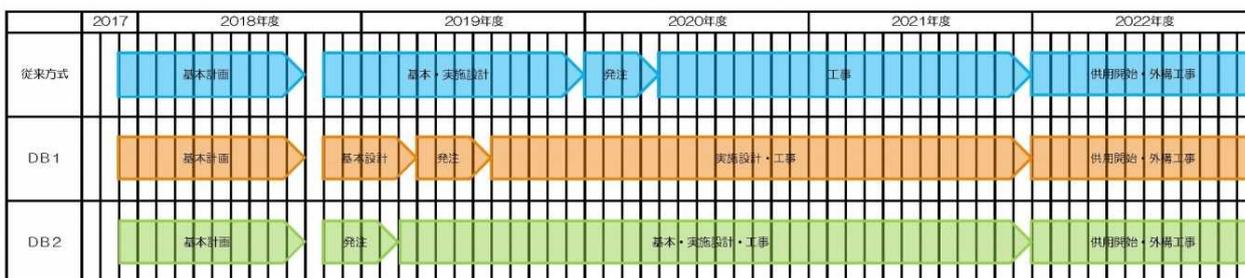
	従来方式	DB1（実施設計以降一括発注）	DB2（基本設計以降一括発注）
施主意向の反映	<ul style="list-style-type: none"> 分割発注のため、施主意向を詳細に反映させた仕様で発注可能 基本設計実施設計期間内において、市民意見の反映など、設計変更が比較的容易 物価変動や法改正などの社会環境変化の影響を受けた場合も、柔軟な対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計は別途発注のため、施主意向を詳細に反映させた仕様で発注可能 発注支援業務の重要性が高まる（費用増加期間延長） 実施設計時の市民意見の反映による設計変更は、工事費用の増額の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、施工を一括で性能発注するため、市民意見を反映させる設計変更は困難 発注支援業務の重要性が高まる（費用増加期間延長） 市民意見の反映による設計変更は、工事費用の増額の可能性
工期	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な設計施工期間 慣れている手法のため、段取りがスムーズで、変動リスクも小 入札不調の場合、工期が伸びる可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な設計工事期間に加え、発注支援業務や実施設計監修業務などが必要 工事発注を設計と並行させることで、工期短縮が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 発注支援業務の高度化が求められる、DB1より時間が必要 工事発注を設計と並行させることで、工期短縮が可能
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 設計、施工について、プロポーザル方式やVEの採用などにより、一定の民間ノウハウの活用、コスト削減効果が見込まれる 設計を施主側で行うためコスト管理が容易 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者のノウハウを活用した設計や、安価な資材労務の調達が可能であったため、コスト削減効果が見込まれる 契約後の金額変更は、事業者提示価格をベースにした交渉になり、価格の透明性が確保しにくく、その妥当性について協議が難航 発注支援業務実施設計監修など工程が増えるため、そのためのコストが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 左記DB1の3項目と同様 設計期間中に社会環境変化の影響を受けた場合や、設計を進める中で顕在化した市民意見等を反映させる場合、要求水準書の解釈の幅の中で、事業者が提示した設計と施主意向が一致せず、設計の修正が必要となった場合などは、契約済みの工事金額に及ぶため、工事金額の変更リスクが大
評価	○	○	×
	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な市庁舎の建設事業のため妥当な方法 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な市庁舎の建設事業のため妥当な方法 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な市庁舎の建設事業で特殊なノウハウや技術が不要のため必然性が低い

2. 事業スケジュール

新庁舎建設にあたっては、本庁舎の老朽度や耐震性能など勘察し、有利な地方債などを活用しつつ、早期に事業を進めていく必要があります。

このような状況下、平成32年度を期限とする地方債制度「市町村役場機能緊急保全事業」の繰越しを見越し、平成33年度末までに、できるだけ事業の大部分を完了させることが望ましいです。

以上を踏まえた上で、施主である市や市民などの意見反映という点で優れた「従来方式」、コスト縮減、工期短縮の可能性のある点で優れた「DB1方式」を比較し、現段階では、工期短縮ができる「DB1方式」の方が、新庁舎建設事業の手法として望ましいです。



3. 概算事業費及び財源

庁舎建設にあたっては、必要な設備機能などの機能性や効率性を確保することを念頭に、全体事業費の縮減のため、建設工事費の抑制やコスト管理を徹底し、今後の行財政運営に支障をきたさないよう、財政負担の軽減に努めます。

(1) 概算事業費

新庁舎の概算事業費は直近の他市事例などを参考として、基本計画時点において以下の金額を見込んでいます。

下表から、近年整備された8,000～15,000㎡の自治体庁舎（免震構造を採用）における㎡当たりの建設工事費は、平成25年以降であれば約440千円/㎡です。

また、近年の建設資材、人件費単価の高騰を加味し、本市の新庁舎建設にあたっての㎡当たりの建設工事費は、450千円/㎡と設定します。

なお、今後の消費税率の変更や、東京五輪を控えての人的費や建築資材費が上昇傾向となっていることなど社会情勢の影響を受けますが、導入予定の機能及び設備の費用対効果などを十分精査し、将来的に多額の財政負担とならないよう事業費の削減に努めます。

工事名称	構造・階数	面積	(税込)	(税込)
			合計	平均
徳島県/阿波市 新庁舎交流防災拠点施設の建設工事	共に免震/RC造・4階 SRC一部S造・4階	13829㎡	346,751	
香川県/観音寺市 新庁舎建設工事	RC造・5階 基礎免震構造	9508㎡	222,805	
愛知県/愛西市統合庁舎建設・改修工事	増築S造・4階(免震) 改修RC造・3階	10344㎡	375,580	
愛知県/阿久比町 新庁舎建設工事	新庁舎・公民館(免震構造) RC一部S造・4階 (8320㎡) 食堂 RC造平屋 (230㎡) 倉庫・車庫 S造2階 (442㎡)	8992㎡	457,847	
東京都/警視庁王子警察署庁舎(26)改築工事	SRC造 地下2階地上6階	9572㎡		
富山県/射水市 庁舎新築工事	SRC造(免震構造) 地上6階	10703㎡	401,607	
茨城県/稲敷市新庁舎建設工事	S造(基礎免震構造) 4階+塔屋1層	10372㎡	514,665	
千葉県/(仮称)市川市新第2庁舎新築工事	S造・5階 地上1階柱頭免震構造	10999㎡	328,055	
埼玉県/桶川市 新庁舎建設工事	S一部SRC、RC、木造 地上5階 1階中間層免震構造	9543㎡	360,113	
茨城県/石岡市新庁舎建設工事	RC・S造(免震構造) 地上4階	9880㎡	464,739	
三重県/伊賀市庁舎新築工事	S造(免震構造)・5階 付属S造平屋(286㎡)	14288㎡	393,212	
大分県/宇佐市 新庁舎建設工事	RC・S造(基礎免震) 地上5階	12257㎡	262,506	
福岡県/嘉麻市新庁舎建設工事	RC・S造(基礎免震) 地上5階	8731㎡	492,409	
埼玉県/深谷市新庁舎建設工事	RC一部S・SRC 4階(免震構造)	13298㎡	552,182	397,882

区分	金額	説明
建設工事費	54.0～55.0億円程度	新庁舎建設工事費（12,000㎡想定、免震構造）
外構工事費	3.0～3.1億円程度	駐車場整備・植栽整備
解体工事費	4.0～4.1億円程度	既存庁舎撤去費・既設外構撤去費
合計	61.0～62.2億円程度	平成31年10月以降発注予定の項目は、消費税10%で想定して計算
その他	このほか、設計や地質調査、附帯工事（車庫・倉庫等）、備品購入などの経費が見込まれるが、詳細は基本設計以降で試算を行う。	

(2) 財源計画

財源計画については、平成32（2020）年度までの時限措置である「市町村役場機能緊急保全事業」が平成29年度に創設されたことから、この有利な地方債を最大限活用し、その他の地方債と合わせて財源の平準化を行っていくことを基本としていきます。

区分	金額	説明
地方債	44.5～45.3億円程度	市町村役場機能緊急保全事業
一般財源	16.5～16.9億円程度	庁舎整備基金の活用（平成30年11月現在高 約7.3億円）を含む
合計	61.0～62.2億円程度	市町村役場機能緊急保全事業の活用による交付税措置額は11.1～11.3億円程度を見込む